

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 第2回公民館運営審議会
開 催 日 時	令和7年2月10日(月) 午後2時30分～4時30分
開 催 場 所	市庁舎6階 604会議室
出席者の氏名	相川 史生、高橋 伸二、庄司 賢一、内野 光男、間庭 秀男、山崎 壽男、 三原 由紀子、加藤 市男、高柳 進、浅田 衛、田中 雅文、倉持 伸江
欠席者の氏名	生野 元、佐藤 良一、相田 肇
説明者の職・氏名	教育長 中島 秀行、教育総務部長 千葉 裕之、教育総務部次長 池田 淳、 中央公民館長 金子 敦、小手指公民館長 小川 和彦、 富岡公民館長 粕谷 紀夫、吾妻公民館長 深谷 康博、 柳瀬公民館長 荒井 直樹、松井公民館長 澤 敦史、 新所沢公民館長 廣谷 貴紀、三ヶ島公民館長 村中 慎児、 山口公民館長 粕谷 広和、新所沢東公民館長 新井 浩巖、 並木公民館長 吉永 寿久 市民部次長 佐藤 尊之、地域づくり推進課長 秋山 薫、 地域づくり推進課主査 有沢 法夫 社会教育課長 奥井 祥三、生涯学習推進センター所長 藤巻 幸子、 社会教育課主査 和田 順子、主任 吉田 依里、高橋 幸大
議 事	(1) 所沢市まちづくりセンター設置条例について (2) 各公民館と中・高・大学生の関わりについて (3) その他
会 議 資 料	議事資料1-1 所沢市まちづくりセンター設置条例 議事資料1-2 所沢市まちづくりセンター設置条例施行規則【概要】 (回収) 議事資料1-3 所沢市まちづくりセンター設置条例施行規則(案) (回収) 議事資料2 各公民館と中・高・大学生の関わり その他資料1 第78回所沢市二十歳のつどい出席者数 その他資料2 地域JL養成講座チラシ その他資料3 令和7年度学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール) 状況
担 当 部 課 名	教育総務部社会教育課 電話 04(2998)9242

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
教育長	<p>【1 開会】</p> <p>【2 あいさつ】 教育長及び委員長のあいさつが行われた。</p> <p>先日、全国都市改革改善実践事例発表会が所沢市で開催された。当市は富岡公民館が富岡シニアスマホ学園について発表し、最優秀賞を受賞した。当該事業自体も大盛況であったが、その仕掛けづくりを行った公民館の取り組みが評価され、大変ありがたく感じた。</p> <p>本日は所沢市まちづくりセンター設置条例施行規則（案）について説明がある。令和7年1月教育委員会定例会においても同様に説明があり、協議を行った。教育委員会会議は規則を議決するような機関ではないので、会議で挙げられた意見についてまとめ、市長に意見書として直接提出した。所沢市まちづくりセンター設置条例施行規則案について、本案のままでは教育委員会が公民館に関与できなくなるのではと危惧している。今後も所沢市の公民館活動が積極的に行われるよう、皆さまから忌憚のないご意見をいただきたいと思う。</p>
委員長	<p>本審議会で令和5年5月に答申を出したとおり、所沢市まちづくりセンター設置条例施行後についても、公民館活動はもちろん、地域の皆さんの学習の場やよりどころについては、きちんと担保していかなければならない、担保していくためのものであってもらわなければならないと思っている。条例の解釈や運用の仕方についてはこれからまだ議論できると思うので、本日も皆さまからご意見をいただきたい。</p> <p>【3 議事】 ※傍聴者10名。</p> <p>(1) 所沢市まちづくりセンター設置条例について 市民部次長、地域づくり推進課長より説明が行われた。 (議事資料1-1、1-2、1-3)</p>
市民部次長	<p>令和6年9月に行われた市議会第3回定例会において、条例を議決いただくことができたので報告したい。詳細については議事資料1-1参照。第1条では現行のまちづくりセンター条例及び社会教育法第20条の表記を用い、まちづくりセンターを設置する意義等を規定している。第2条では第1項で出張所の機能を、第2項で公民館機能を有することを規定している。第4条では第5号に公民館事業を行うことを規定している。第6条以降、第12条までは現行の公民館の設置及び管理条例の規定にならい、施設の使用に関して規定してい</p>

	<p>る。この中で、第7条「使用の制限」について、市議会第3回定例会の審議において修正案が出されたが否決され原案どおり可決した。該当部分は、第7条第2号の政治的活動、または宗教的活動に使用するおそれがあるときの規定についてで、本条例は利用者を制限するものになっているのではないかと疑問が出され、恣意的に解釈される可能性があるということから修正案が出された。市としては、現行の条例でも利用制限の規定があり、社会教育法第23条の規定をもとに、特定の政党を応援するための施設の利用は許可していないこと、また、他の法令を参照しなければ何が制限されているのかわかりづかったものを、新条例では他市の例を参考に表記したこと、さらに運用にあたっては誤解や拡大解釈が進まないように、職員研修なども進めていくことを答弁した。</p> <p>新条例が可決され、9月20日に公布されたので、本条例施行規則案を作成している。現在、作成過程ではあるが、内容について地域づくり推進課長より説明したい。</p>
<p>地域づくり推進課長</p>	<p>議案資料1-3でお示した施行規則案は、新条例を運用するために整備するもので、現在運用しているまちづくりセンターでの窓口業務、コミュニティ推進業務、公民館業務を令和7年度以降も同様に運営できるよう整えている。</p> <p>施行規則案第4条第1号~第20号においては、現行のまちづくりセンターの窓口業務とコミュニティ推進業務を、第21号~第26号においては現行の公民館業務を規定している。第6条~第9条については、条例第5条で規定した公民館運営審議会の詳細を、現在の公民館設置および管理条例施行規則の規定にならざる整備した。第10条~第16条について、現在の運用からの変更点は特になし。第17条の使用の制限の基準については、運用にあたり、誤解や拡大解釈が進まないよう、社会教育法第23条の内容を基に整備し、条例第7条の基準を規定したものである。運用面での変更点は特になく、これまでと同様に公民館を使用することができる。同様に、第18条使用料の減免の規定についても、特に変更していない。本規則の施行日は令和7年4月1日とし、管理権限の一元化に伴い、市民部所管の所沢市まちづくりセンター条例施行規則は廃止する。</p>
<p>市民部次長</p>	<p>本規則案については、教育委員会から意見をいただいております。現在も調整中の部分がある。今後もしっかりと協議・調整していきたい。</p> <p>また、条例や規則の制定はゴールではなく、今後実際にまちづくりセンターで公民館事業を展開していくためのスタート地点であると考えている。教育委員会が所管してきた公民館を、4月から市長部局が所管するために、教育委員会をはじめ関係部署と連携しながら準備を進めていきたい。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>補足すると、本日の議案資料1-3は1月21日現在の施行規則案で、1月30日に行われた教育委員会定例会においても内容を協議した。様々な意見が出たが、主な論点としては3点あった。1点目は、市長が管理する特定公民館</p>

	<p>として、法的な位置づけを規則に明記したり、看板などに名称を表記したりしてほしいということ。2点目は、条例第7条「使用の制限」について、拡大解釈や恣意的な運用がなされないよう、不安や懸念を払拭するような丁寧な記載を追加するべきではないかということ。3点目は今後の公民館の運営について、教育委員会の関わりや連携、公民館運営審議会への出席など、市長部局と教育委員会が連携していくための根拠を規則にもしっかりと明記するべきではないかということ。以上について意見書をまとめ、教育長名で2月上旬に市長に提出した。</p>
<p>委員長</p>	<p>ご意見などあれば忌憚なく出していただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>条例については既に公開されているのであらかじめ拝見できたが、規則については本日初めて説明があったので、前半は条例について、後半は規則について伺いたい。</p> <p>事前に私から事務局に「所沢市まちづくりセンター設置条例について（依頼）」という文書を提出しており、まずその内容について簡単に説明させていただきたい。先ほど委員長から紹介があったように、本審議会としては、この条例に先立ち、令和5年5月に答申「地域の学習拠点として、また地域の居場所として求められる今後の公民館のあり方について ～将来を見据えたこれからの公民館～」を出している。この中で、担保すべき制度上の条件を答申P.8①～③に記載した。まず1点目としては、一元化するのであれば社会教育法に則り、条件を整えた特定公民館にさせていただきたいという提言。2点目としては、組織体制において公民館運営審議会を設置していただきたいという提言。これら2点について、これまでの市の説明会等において条例で保障されることが分かり、大変嬉しく思っていた。公民館が一般行政の所管となることで、社会教育とまちづくりがリンクし、良いかたちで進められる可能性が広がることもある。それは戦後公民館が生まれたときの理想と合致してくるので、特定公民館となった先進事例として、所沢市が全国に先駆けてモデルとなる公民館を作っていければと思った。実際に可決された条例を拝見し、さらにメディア記事なども見たところ、条例第7条第2号については市が「社会教育法第23条の趣旨をわかりやすく盛り込んだ」と説明したとあったが、私や周囲の社会教育関係者などは第7条第2号の内容は社会教育法と大分乖離があると捉えている。</p> <p>そこで以下2点について説明いただきたい。</p> <p>1点目は、条例第7条について、メディアでは市議会での議論や専門家からの意見書など、様々な動きがあったと報じられていた。その主な動きについてご説明いただきたい。</p> <p>2点目は社会教育法第23条についての文部科学省の見解や関連する裁判における判決文の主旨と、条例第7条には相当の矛盾があると捉えている。このことについて、市の見解を説明いただきたい。</p>

	<p>まず、文部科学省の見解として、平成30年12月21日付け事務連絡「社会教育法第23条第1項の解釈の周知について（依頼）」により、社会教育法第23条は、利用者ではなく、公民館自体の禁止事項だということを明言している。適用範囲として、例えば特定の政党に特に不利または有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されませんが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないということを述べている。</p> <p>次に、他の自治体での公民館使用許可取消事件を取り上げた論文（谷和明、「特定の政党の利害に関する事業」解釈の二重基準と公民館の政治的中立性」（『日本公民館学会年報』第15号、2018年））の中で紹介されている判決文によると、社会教育法第23条第1項第2号により、公民館で禁止される特定の政党の利害に関する事業とは、単なる政治的活動をさすものではないと記載がある。条例第7条では政治活動の全てを禁止するように書かれてるようだが、決して社会教育法第23条はそうではないということが明確にされている。また、仮に利用者に対する制限を加える場合には、政党の関係者が、その権力を維持するためになされるものに限定されなければいけないという主旨の記述もある。つまり、市民の政治的な発言については禁止事項として該当しないことがこの判決の主旨であると理解できる。</p> <p>以上2点について、ご説明をお願いしたい。</p> <p>条例についての説明の中で、審議の経過についてご報告したとおり、第7条については恣意的に解釈される可能性があるということで修正案が出された経緯もあり、重く受け止めている。</p> <p>文部科学省からの通知については当時全公民館に周知しており、現在も当通知に記載の内容のとおり運用をしている。</p> <p>論文については、ご指摘のとおり、市としても市民の学習の権利を制限することができるものではないと考えている。また、公民館が施設を提供する際には、公民館の事業の範囲で施設をご利用いただくため、利用にあたり守っていただきたい事項を規定できると考えていた。それを規則に落とし込み、案としてまとめたものが議事資料1-3である。しかしながら、本案第17条についても、市民の不安を払しょくしきれていないのではないかと意見もあり、今後さらに検討を進めていきたいと考えている。</p>
市民部次長	
委員	<p>条例では、政治的活動に使用するおそれがあるときは全て利用を禁止すると読めるが、そうではなく、社会教育法の趣旨に則ったかたちで運用するということでよろしいか。</p>
市民部次長	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>では、条例第7条は社会教育法と乖離があるということを、事務局は認めて</p>

<p>市民部次長</p>	<p>いるという理解でよろしいか。</p>
<p>委員</p>	<p>そのような誤解を生むおそれはあったと考えている。</p> <p>承知した。</p> <p>では、次に規則（案）について伺いたい。第17条について、社会教育法第23条では公民館の禁止事項としているが、所沢市は利用者の禁止事項としているので若干異なる部分はあるものの、内容はほぼ同一だと理解している。その上で2点確認したい。</p> <p>1点目は、規則（案）第17条第1項第1号において、社会教育法では「特定の候補者を」と記載されているが、本案では「特定の」という記載がなく、「候補者を」とある。これでは全ての候補者を応援することも禁止という解釈ができるため、法の専門部門などに確認をした上で、社会教育法にあわせ、「特定の」という文言を入れたほうが良いと思う。</p> <p>2点目は、社会教育法では公民館の禁止事項としているが、所沢市では利用者の禁止事項としているので、この違いがどのように生じるかという問題がある。公民館の利用については、一般の市民ではなく、政党の関係者が権力拡大を目的とする場合に限り禁止すると先ほどの論文から理解している。規則（案）第17条第1項第1号については、これを市民に適用するという事なので、問題は起こらないのか。例えば現存するすべての政党を応援する市民が一堂に集まり議論し合うという事業では公民館を利用できるのか。複数の団体が集まり、部屋ごとに分かれ、特定の政党の利害を図るために主張するが、当該事業全体としては特定の政党の利害を図るものではない場合などは利用禁止となるのか。公民館自体の禁止事項と利用者の禁止事項は異なる点があると思うので、より精査しながら、社会教育法や、先ほどの論文における判決文の主旨などを逸脱しないかたちで利用できるようにしていただきたい。</p> <p>もう一点意見として申し上げますと、条例は議会で議決するものだが、規則は市長が決裁するもので、レベルが異なる。将来的には条例を改正しなければ学習の自由が担保されないと思っている。もちろん施行前に条例改正は難しいことは理解しているが、現時点では社会教育法に則ったかたちで規則を制定するよう、最大限の努力をしていただきたい。また、できるだけ早いうちに条例を改正し、条例そのものを社会教育法の趣旨に則った内容にしていきたい。</p> <p>「答申 P.8（6）一元化に向けて担保すべき制度上の条件①法令上の位置づけ」や、「答申 同②組織体制」の前半部分については、条例で担保していただき、大変ありがたく思っている。しかしながら、「答申 同②組織体制」後半部分の「特定公民館の運営・事業等を社会教育の施設として実施することを担保するため、教育委員会と市長部局との間の連携（定期的な会議や特定公民館職員研修など）を義務付ける」について、条例にも規則にも条文がないので、ぜひ入れていただきたい。</p> <p>最後に、「答申 同③人材の確保・育成」において、社会教育主事又は社会教</p>

	<p>育士の配置について記載している。これについては規則案第5条第3項として条文がある。本当は「必置」としていただきたいが、人材配置などの問題もあるかと思うので、このような表現で仕方がないかとも思う。適材がいればとにかく有資格者を配置し、できるだけ全センターで配置していく努力をするということを進めていただきたい。</p>
委員長	<p>規則については、まだ案ということなので、意見についてはなるべく反映していただきたいと思う。</p>
市民部次長	<p>早い時期での条例改正については、この場で、私の立場でお話できかねるものであるため、熟議を重ね対応していきたいと考えている。</p> <p>規則に関して、冒頭にも教育長から話があったように、連携については何かしらの対応をしなければならぬと思っており、調整を進めているところである。規則案については、今後関係課と調整を図る必要があり、その結果修正や削除が生じるという面で不確定要素はあるが、なるべくいただいた意見を反映できるように調整していきたいと考えている。</p> <p>規則案第17条については現在非常に様々なご意見をいただいている部分であるため、しっかり精査していきたいと考えている。</p>
委員長	<p>他にご意見のある方がいればお願いしたい。</p>
委員	<p>特定公民館については試行錯誤の段階ということもあり、様々な問題が出てくるような気がする。その都度何度も改正するのではなく、まず問題があるものについては速やかに改正をしていただきたい。運用でカバーできるものについては、1年間運用した後に改正するなど、弾力的な運用をしていただければと思う。</p>
市民部次長	<p>条例で規定されたものを、規則でどこまで運用として規定できるか調整しているので、実際に運用してみて、運用でカバーできないものはなるべく早く改正の手続きをとる必要があると思う。先ほどご指摘いただいたとおり、条例についても、改正しなければカバーしきれないものがあれば、対応を検討していかなければならないと考えている。</p>
委員長	<p>他にご意見があればお願いしたい。</p>
委員	<p>議会の広報でこの条例を見て、第7条の政治的活動、宗教的活動に関する利用制限について取り上げられたことを初めて知った。「おそれ」という文言をなぜ入れたのか、首長によって解釈が変わる可能性があることを心配している。規則案については、条例と比較して、対象がかなり絞り込まれている点はいいと思う。</p>

	<p>また、公民館の利用者や事業への参加者が少ない現状があるということで、より多くの人に参加していただくために、例えば上下水道局や、下水の処理施設、民間にはなるが鉄道の車両車庫など、生活の基盤になるような施設の見学を盛り込んではどうかと思う。</p> <p>政治的な問題についての線引きについても疑問に思っている。例えば鉄道についても、戦後政治問題になっているので、あらゆる事柄が政治に結びつく可能性があることを考えていただけたらと思う。</p>
委員長	<p>他にご意見があればお願いしたい。</p>
委員	<p>規則案第3条にセンター長は館長を兼ねると記載があるが、従来行われてきた公民館長会議は、変わらず教育長のもと開かれていくという認識でよろしいか。</p>
社会教育課長	<p>現在は公民館長会議ではなくまちづくりセンター長会議として市民部が毎月開催しており、社会教育課も参加している。4月以降も、引き続き参加していく。</p>
委員	<p>それは、月1回のまちづくりセンター長会議の中で、教育委員会も対等に意見が言えるという理解でよろしいか。</p>
社会教育課長	<p>おっしゃるとおりで、教育委員会と市民部が連携し、その運用についても変わらず続いていく。さらに、公民館職員に対する社会教育という視点での研修会についても、市民部と教育委員会で連携してやっていく。運用としては4月から変わるところはない。</p>
委員	<p>承知した。</p>
委員	<p>これまでも新所沢東公民館が、地域との交流の機会を、公民館の活動の枠を超えて行ってくれていたと感じている。公民館が多様な業務を行うことで、これまで発言の機会がなかった若い世代が地域に貢献したり、地域の中で話ができたりするようになり、とてもありがたいことだと思う。二十歳のつどいの際に代表で発表した方もいたが、他にもそのような機会があればいいと考える。公民館活動は、人と人との交流ができるという面でも、本当に大事だと考えている。公民館の業務も大変だとは思っているので、地域としても様々な公民館活動に協力していきたい。先日町内会の会合があった時、若い子育て世代の男性に、公園の掃除やパトロールなどの地域活動へ参加してもらうよう声をかけたところ、快く承諾してくれた。そういった方々に、公民館活動の中で活躍してもらうことが一元化後にも大事だと思うので、私は地域として、応援し、批判するよりも協力することをしたいと考えている。</p>

委員長	<p>本日の議題2にも関連するお話をしていただき、ありがとうございます。 他にご意見があればお願いしたい。</p>
副委員長	<p>皆さんの意見や説明、教育委員会からの意見など、それぞれが非常に重要な指摘事項を挙げていると思う。本審議会から出した答申に3点挙げた、一元化に向けて担保する制度上の条件は、長い時間をかけて様々な議論を踏まえた上で出したものなので、やはりこれを最大限明文化し、条例に載らなかったとしても、規則には掲載していただきたい。明文化することで、担当者が変わっても運用は変わらず持続していけるので、そこが質を担保する最低限の部分だと考えている。</p> <p>先ほども委員から指摘があったが、公民館の精神を残すという意味で、単に利用する公共施設ではなく、社会教育法に則って地域住民の学習の権利と自由をいかに担保するか、そのための条例、規則、運用を、今後も維持していただきたいと思う。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>副委員長のお話のとおり、これから公民館活動を維持していくにあたり、答申に挙げた内容は十分に活かしていただきたい。</p> <p>(2) 各公民館と中・高・大学生の関わりについて 資料に基づき、事務局より説明。 (議事資料2)</p>
社会教育課職員	<p>本審議会が出した令和5年5月の答申には、今後の公民館のあり方として、「高校生・大学生など利用者層の幅を広げる努力に取り組む必要がある。若い世代が公民館を利用し、自身の体験として地域と関わることで、将来の地域の担い手につなげていく役割がある。」とあり、それを受けて本日は公民館と若い世代の関わりの現状を報告したい。</p> <p>各公民館及び社会教育課においては、議事資料2のとおり取り組みが行われている。冒頭でも教育長から話があったとおり、富岡公民館で実施した「富岡シニアスマホ学園」の取り組みが、本市の改革改善事例を表彰する「有言実行発表会」において有言実行大賞という最も優れた賞を受賞した。大賞を受賞したので、先日所沢市で行われた第17回全国都市改革改善実践事例発表会において事例発表を行い、ここでも最優秀賞を受賞した。本議題にも関係する内容なので、本事業について改めてご説明させていただきたい。富岡シニアスマホ学園は、スマートフォン（以下、スマホ）を持っているが使用方法が分からず困っている高齢者が多いというデータ分析から、使い方を教える相談会を実施したいと職員が考えたことから始まった事業である。実施に向け、人手不足という課題を解決するために学生に協力いただくこととした。学生は、学生時代に力を入れた経験をしていきたいという気持ちを持っていることや、スマホ操</p>

	<p>作に慣れていることから、事業を成功させるための大事な人材であると考えた。学生の募集にあたり、多くの若者世代とつながっている、こども未来部の公式LINEを活用し、ボランティア証明書を発行する旨を記載して学生ボランティアを募集した。現在78人が登録しており、今年度4回開催している。毎回事業終了後には学生と反省会を行い、多種多様な感想や改善案を聞き、事業を共に作り上げている。また学生以外にも、専門的な部分をサポートする株式会社JCOM、市民への接し方や対応の注意点を伝える立場として地域包括支援センターが本事業を支えている。公民館はコーディネーターとしての役割を担い、事業の実施を通じて、関係者同士をつなげ、様々な機関が連携するようなネットワークが作られている。また、ネットワークを機能させるために公民館のコーディネート力が存分に発揮されており、この力は他事業でも活用できるものとする。</p> <p>総括すると、各公民館における中・高・大学生との関わりについては、文化祭や二十歳のつどいなどのイベント、事業における講師、学生ボランティア、利用者としてなど、様々な取り組みを実施している。</p> <p>素晴らしい取り組みだと思う。各公民館において、若者がこのようなかたちで活動することは将来につながっていくので、来年度以降も活発に実施できるといいと思う。</p> <p>また、今後は、それぞれが活動するだけでなく、例えば経験者の中・高・大学生が登壇するようなシンポジウムやフォーラムを開催したり、若者たちが経験談を話す機会を設けたり、グループワークなどで情報交換や交流をしたり、一堂に集まり、さらにシニア世代も参加して、そこでも多世代交流ができる取り組みなど、若者と公民館の距離をどんどん近づけていくようなイベントを実施していくといいのではないかと思います。</p>
委員	
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見・ご感想などあればお願いしたい。</p>
委員	<p>富岡公民館の事業内容の報告があったが、さらに2点紹介したい。</p> <p>富岡地域づくり協議会という団体がある。当団体は、文化・体育に係る事業を年間行事の中で企画し運営している。公民館は事務局として関わっている。</p> <p>その中でまず1点目について、体育祭を富岡中学校の校庭で実施した際に、当校の生徒にも参加してもらい、大会運営やアナウンスをお願いした。応援のアナウンスなどに中学生が関わることで、参加者が元気づけられ、盛り上がった。</p> <p>2点目としては、毎年実施している富岡地区のウォークラリーについて、今年は初めて富岡中学校の生徒に参加依頼をした。地元の思い出として残していただきたいという思いから、取り組みを行ったものである。</p>

委員長	<p>ありがとうございました。 他にご意見・ご感想などあればお願いしたい。</p>
委員	<p>新所沢東地区では、不登校のお子さんや、夏休みの宿題のフォローなど、地域のボランティアとして継続的に実施している元教員の方がいる。利用していた子どもたちは、無事高校生や大学生になった。地域にこのような方がいることをご紹介したい。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。 他にご意見・ご感想などあればお願いしたい。</p>
委員	<p>特になし。</p>
	<p>(3) その他 資料に基づき、事務局より説明。 (議事その他資料 1、2、3)</p>
社会教育課長	<p>3点報告させていただきたい。 1月13日に二十歳のつどいを無事開催することができた。初めて中学校区割りを実施したが、同じ中学校を出た方が同じ会場に集まることで、より一体感が高まったと思われる。出席率についてはその他資料1に記載がある通り、前年度とほぼ同様であった。各地区におかれましては、実施にあたりご協力いただき、大変ありがとうございました。 2点目については、その他資料2のとおり、地域ジュニアリーダー養成講座の報告である。これは社会教育課と所沢市子ども会育成会連絡協議会が共催し初めて実施した講座である。これまでも市内の各地区において、中学生が地域のイベントに参加することがあったが、本講座はそうした地域でのボランティア活動をきっかけとし、地域の人材育成につなげる仕組みとして整えていこうとするものである。来年度は本講座を市内全域に広め、将来的にはこども同士のネットワークを作っていけたらと考えている。</p>
社会教育課職員	<p>3点目について、その他資料3のとおり、来年度の学校運営協議会の予定について報告したい。来年度から所沢市内の全小中学校で学校運営協議会が始まる。令和5・6年度にモデル校として取り組みを進めている学校運営協議会については、引き続き取り組みを進め、来年度から開始する22校については全て単独校としてスタートする。 また、松井小学校の学校運営協議会が『令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰』を受賞した。取り組み内容は、会議前に保護者や地域に対してアンケートをとり、その結果から課題の焦点化を行って課題解決に向けた熟議を展開し、さらに実際の取り組みにつなげるというものである。具体的には、地域による不登校支援で、地</p>

	<p>域住民から児童への関わり方に対しての不安の声を受け、地域、保護者、教職員等が一堂に会して、児童に対する声のかけ方などを学ぶ講座を実施した。また、学びの成果を活かすためにサポーター制度を立ち上げ、さらに取り組みを進めているというものである。</p>
委員長	<p>何かご意見・ご感想などあればお願いしたい。</p>
委員	<p>二十歳のつどいについて、出席率を見ると地域によって差があるが、原因は何かあるか。</p>
社会教育課長	<p>出席率は、例年、地区によって差があり、地域性があるかとも思うが、原因については分析しきれていない。</p>
委員	<p>承知した。</p>
委員長	<p>他にご意見・ご感想などあればお願いしたい。</p>
委員	<p>二十歳のつどいでは様々な資料が配布されているが、中には小さい紙に小さな文字で書かれているものもあるので、もう少し紙を大きくするなど、見やすい資料提供にご配慮いただければと思う。</p>
委員長	<p>他にご意見・ご感想などあればお願いしたい。</p> <p>(特になし)</p> <p>以上で議事を終了する。</p> <p>【4 閉会】</p> <p>教育総務部長及び副委員長よりあいさつが行われた。</p>
教育総務部長	<p>来年度から、管理権限の一元化により公民館が市長部局へ移るため、今回が移管前最後の公民館運営審議会となった。現在の規則案では教育委員会と市長部局との連携が明記されていないので、しっかり担保していくようにと、本日もご意見をいただいた。教育委員会としては、来年度も引き続きしっかりと連携を図りながら、本審議会に関わっていきたいと考えている。</p> <p>引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
副委員長	<p>教育総務部長から、引き続き連携を図ると話があり、心強く思った。富岡公</p>

民館の事業や、松井小学校のコミュニティ・スクールについても、賞を取るような素晴らしい取り組みが行われる背景には、公民館として培われてきた蓄積や知見、職員の努力、公民館の機能、地域住民の協力などがあったのだと思う。

議事（２）において報告のあった中・高・大学生との関わりについても、各公民館で様々な工夫や取り組み、働きかけが行われていた。本審議会では、多世代が参加できる公民館を継続して残していくこと、利用者層を広げていくことを、これからの公民館のあり方として答申したため、このような事例の紹介はとても意味のあるものだったと思う。

さらに公民館らしさを発揮していくことを考えると、次の段階としては、若者たちが継続して地域活動に関わることや、若者の自主性や主体的な活動を支えること、地域ならではの多世代交流が富岡公民館の事例のように双方にとって活気やエネルギーをもたらすようにプロデュースをすることが、今後ますます公民館に求められていくのかなと思った。

また、市長部局へ移管し、教育委員会から離れることで、学校との距離ができてしまうと非常に残念なので、コミュニティ・スクールを推進していく上でも、引き続き本審議会の委員の皆さんには関心を持っていただき、このような審議会の場で発言していただくことも重要だと思っている。

最後に、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

以上